

こども食堂に関する Q & A 集

2017年9月10日

「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアーinぐんま実行委員会編

Q1. こども食堂は貧困な子どもだけが食べに行く所ですか？

(A1) 『こども食堂とは、こどもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂』と「こども食堂」の名付け親の「だんだん食堂」の近藤さんは言っています。

しかし、子どものみならず、大人でも誰でもが利用できる場所です。

Q2. 「〇〇こども食堂」と名前をつけないとだめですか？

(A2) 特にこども食堂という名称にこだわる必要ありません。

※実際に実施している名称の例として…

「〇〇中高生食事会」、「〇〇こどもカフェ」、「にぎわい広場」、
「青少年の居場所〇〇」…等々があります。

Q3. こども食堂は無料が基本ですか？

(A3) 各所さまざまです。

全員無料の所もあります。

また、有料の所でも、子どもは100円〜であったり、大人は300円〜、チケット制等々、様々です。

Q4. 開催頻度に定義はありますか？

(A4) 各所さまざまです。

毎日～月に1回等、夕食を提供、長期休みや土日は昼食など時間帯も様々です。

Q5. スタッフ（ボランティア）はどのように集めたらよいですか？

(A5) スタッフを集めるためには自分の友人や活動仲間ですら徐々に仲間を増やす、回覧板の活用、地域の社会福祉協議会に相談しているようです。

その他、SNS（Facebook、Twitter等々）での発信、口コミ、マスメディアに取り上げてもらう時に募集を告知する等があります。

Q6. 財源はどのようにしているのですか？

(A6) 財源は様々ですが、運営費を確保するためには、各種団体、機関等からの助成金の申請、各団体・法人の会費、寄付金、地域によっては行政からの補助金等があります。

なお、助成金の団体等の情報は行政が持っているため、地元の自治体にお問い合わせください。

また、社会福祉法人が公益事業の一環として実施する場合には法人の自主財源となります。

Q7. 実施する場所はどうやって見つけたら良いでしょうか？

(A7) こども食堂の形態は自由です。言い換えれば、どこでどのようなスタイルで実施してもよいということになります。

自宅で始める、空き家を借りる、公的な施設を借りるのもいいですし、公園での食事会ということでもこども食堂になり得ます。

しかし、公的な施設を借りる場合には、各自治体等との話し合い、協議ということになります。

例) 公民館、集会所、空家、空き店舗、自宅、児童館、飲食店、公共施設
社会福祉施設、公園 …等々

Q8. 食材はどのようにしているのですか？

(A8) フードバンクの利用があります。

但し、生鮮食品は集めるのが難しいので、近隣のスーパー等との提携や地域住民に協力してもらうことも必要になります。

地域住民の寄付（農家や家庭菜園をしている家庭等）や協力を依頼することや、みなさんで食材を持ち寄って実施している所もあります。

※詳しくは下記宛てにお問い合わせください。

●県内のフードバンク

フードバンク北関東

館林市高根町 109 TEL0276-75-4732

(県内どこでも利用できます。)

●その他（主に食品ロスの有効活用に取り組む団体）

中央ライフ・サポートセンター

前橋市上泉町 1852-5 TEL027-269-2501

Q9. 周知、広報、PR、また、どのように子どもを集めますか？

(A9) SNS、児童館のお知らせに載せる、行政の生活保護の窓口で周知してもらう、自治会・育成会との連携、チラシ配布、スクールソーシャルワーカーとの連携、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携、チラシの配布、教育委員会・小中学校への働きかけ、チラシ配布 …等々
また、こども食堂を知ってもらう、協力してもらうということを考えると、地域の様々な団体や機関との連携やネットワーク作りは重要です。

Q10. アレルギー対応はどうすればよいでしょうか？

(A10) 申込時に申込用紙に記入してもらう…申告してもらい把握する…親に確認する…提供する食材を事前に知らせる…等々があります。
また、アレルギー対応はできないことを事前にチラシ等で告知する団体もあります。
ただし、もしものことも考慮して、食物アレルギー対策には十分留意し、子どもの健康情報及び緊急連絡先は確認しておくことも必要かもしれません。

Q11. 保険はどうすればよいでしょうか？

(A11) スタッフが個々に加入するものとしては、社会福祉協議会のボランティア活動保険があります。また、行事用としてはボランティア行事用保険があります。詳細は市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

食中毒等に対応するための保険もあります。

(参考) 公益社団法人 日本食品衛生協会の補償制度

①総合食品賠償共済「あんしんフード君」

②食品営業賠償共済

※①、②について補償範囲が異なります。詳細は、HP 参照

Q12. 保健所への届け出（飲食店営業許可）は？

(A12) こども食堂の実施形態や方法等により、飲食店営業許可が必要になる場合があります。頻度、参加人数、場所、無料か有料かなどによって、異なりますので、必ず、管轄の保健所に相談してみてください。

(参考) 飲食店営業許可について

実施したい形態、規模等によって必要な手続きが変わってきますので、前橋市、高崎市はそれぞれの保健所、それ以外の市町村については、県の各保健福祉事務所で相談しましょう。

○飲食店営業許可を取るための要件は？

1. 人についての要件…人についての要件は2つあります。

(1) 申請する人（お店の営業者）が欠格事由に該当しないこと。

(2) 許可を取りたいお店に、専任の食品衛生責任者を置くこと。

（必ず一人専任の食品衛生責任者を置かなくてはならず、複数のこども食堂の食品衛生責任者を兼任することはできません。）

→食品衛生責任者になるには？

食品衛生責任者となるためには、一般社団法人 群馬県食品衛生協会が実施している講習を受けることです。（受講料は9,000円）

講習を受ければ食品衛生責任者の資格を取得することができます。

なお、調理師や栄養士等の資格を持っていれば、講習を受けなくてもそれだけで食品衛生責任者になることができます。

※お問い合わせ先

一般社団法人 群馬県食品衛生協会

前橋市大手町1-1-1 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課内

電話 027-243-2300 FAX 027-243-2400

2. 設備の要件

飲食店営業許可を取る場合の設備や構造については、法律で要件が定められています。この要件を満たしていれば営業許可を取得することができますのですが、細かい要件は保健所ごとに運用が異なりますので、管轄の保健所で相談してください。

3. 費用の要件

前橋市、高崎市はそれぞれの保健所へ、それ以外の市町村は県の各保健福祉事務所に申請となりますが、飲食店の営業許可申請をする際には所定の手数料を支払うこととなります。

フードバンク（フードバンク北関東）について

Q13. フードバンク食品を利用するにはどのような手続きが必要ですか？

(A13) まずは、フードバンク活動についての説明を聞いてもらい、活動の内容を理解してもらってから、フードバンク利用同意書に署名捺印していただく必要があります。

Q14. フードバンクの食品にはどのような食品がありますか？

(A14) フードバンクの食品は企業や市民の皆さんからいただいた食品ですので、必要なものが必ず揃うわけではありません。
また、こども食堂で使う必要な食品がちょうどフードバンクにあれば提供ができます。

Q15. フードバンク食品は料金がかかりますか？

(A15) 完全に無料となります。

Q16. フードバンクの利用範囲は？

(A16) 県内、どこでも利用できます。ただし、特別な理由がない限り配達などはできませんので、食品の引き渡しについては、フードバンクまで引き取り（館林）にきていただくか、待ち合わせ場所（前橋市内）にきていただく必要があります。

「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーin ぐんま」実行委委員会 事務局

(連絡先)

群馬県社会福祉協議会 生活支援課内

〒381-0018 前橋市新前橋町13-12 (群馬県社会福祉総合センター4階)

TEL027-255-6032 FAX027-255-6444